

2020年5月2日

保護者各位

暁星国際中高等学校
校長 田川 茂

臨時休校期間の延長について

5月1日、新型コロナウイルス感染状況継続により、首相官邸より緊急事態宣言の5月6日解除を見送り、1カ月程度の延長に向けた具体的・実務的動きが報道されました。これを受けて、千葉県教育委員会教育長からも県立高校の5月31日(日)までの休校延長が発表され、県学事課より私学においても状況に矛盾しない適切な対応を継続するよう連絡がございました。従いまして、本校においては以下のような対応・対策を継続実施する事となりましたので、ここにお知らせ致します。

1. 5月31日(日)までの臨時休校の更なる継続
ただし、国の非常事態宣言が6月第1週程度まで継続される場合は6月7日(日)まで延長
2. 健康観察の継続(健康観察カードの記録継続)
3. 臨時休校中の自学自習・課題学習の奨励、遠隔教育の研究
4. 国内および海外からの、寮生の帰寮の原則停止
5. 国内および海外への、寮生の帰省の原則停止
6. 部活動の中止および学内運動施設の使用禁止
7. 教職員の校内外での活動の大幅な自粛・出勤の輪番制の導入
8. 帰省を自粛し寮に残留した若干名の寮生(留学生)対象の自習活動サポート

また、この5月31日までの臨時休校によって失われる42日間の通常授業実施予定日を補填するため、当初予定していましたが6月・10月・11月の中間休暇ならびに夏季休業期間の過半と冬期休暇の一部を授業に充当し、42日分の授業日を設定いたします。具体的には、以下の通りです。

6月11日(木)～6月15日(月) 中間休暇	→ 授業日 4日間	
10月4日(日)～10月8日(木) 中間休暇	→ 授業日 4日間	
11月11日(水)～11月15日(日) 中間休暇	→ 授業日 4日間	
7月23日(木)～8月12日(水) 夏季休暇	→ 授業日 18日間	
8月20日(木)～8月31日(月) 夏季休暇	→ 授業日 10日間	
12月19日(土)・1月5日(火) 冬期休暇	→ 授業日 2日	計42日補填

※ ただし日曜日はお休みなのでカウントから除く。

また、これに伴いまして定期考査の期間も変更されます。

第1学期中間考査 7月7日(火)～7月9日(木) 高1は7月6日(月)より

ただし、高3は中間考査無し。

期末考査 8月10日(月)～8月12日(水) 高1・2は8月8日(土)より

ただし、高3は7月20日(月)～7月22日(水)

もちろん、これらの予定は新型コロナウイルス感染拡大状況や社会情勢、政府等からの指示・要請等により変更される可能性があります事を予めご承知おきください。

休校期間中の食費やバス代等は、本来授業が行われていない7月末や8月分としてシフトして適用いたしますので、返還も追加もございません。また授業料等につきましては、授業日数の日割りではなく、通年の教育課程の実施及び成績評価・単位の認定全般に対して費やされるものとなっておりますので、やはり返還も追加もございません。以上、ご了承賜りたくお願い申し上げます。